

令和6年度 3月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和7年 3月 6日（金）午前9時

場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 21人 欠席者 2人

議席番号	委 員 氏 名	出欠	議席番号	委 員 氏 名	出欠
1 番	中島 一博	出席	1 3 番	城野 信彦	出席
2 番	池田 正清	出席	1 4 番	城野 松夫	欠席
3 番	大川 定道	出席	1 5 番	寺田 宏澄	出席
4 番	碓 朝男	出席	1 6 番	原 修身	出席
5 番	山内 しげ子	出席	1 7 番	松尾 和明	出席
6 番	吉丸 広泰	出席	1 8 番	江越 博則	欠席
7 番	山崎 清邦	出席	1 9 番	福田 安信	出席
8 番	綾部 勝年	出席	2 0 番	橋本 礼子	出席
9 番	寺田 一義	出席	2 2 番	北原 正也	出席
1 0 番	古村 正典	出席	2 3 番	中島 正則	出席
1 1 番	宮原 史己	出席	2 4 番	岡 龍道	出席
1 2 番	太田 幸代	出席			

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (16件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (2件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 町長許可分 (2件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (5件)

議案第4号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
委員会決定分 (87件)

議案第5号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
委員会決定分 (1件)

議案第6号 非農地証明願いについて 委員会決定分 (1件)

議案第7号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について
意見書提出分 (6件)

議案第 8 号「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）に関する意見決定について

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今より令和 7 年 3 月の農業委員会定例総会を開催します。
現在の出席委員は 20 名です。よって、「みやき町農業委員会会議規則」第 7 条により在
任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席については〇〇
番の〇〇委員さんからは欠席の連絡が入っております。〇〇番〇〇委員さんからは、少
し遅れるとの連絡がっております。また、議案書送付のさいに封筒に記載しておりま
したように、第 8 号議案の資料につきましては、皆様の卓上に配置させて頂かせており
ます。

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

天気の悪い日が続き、皆様におかれましては麦の手入れも進んでいないかと思われます。
3 月に入り今度 4 月 1 日より皆様ご存じの中間管理機構による賃貸借契約となり、農業
委員会を通じての契約が今日の総会をもって終了となります。後は中間管理機構での契
約一本となり、契約の仕方等詳細については、随時事務局より連絡があるかと思いま
すのでよろしくお願いいたします。

本日の議案・報告等につきましては

報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項による通知書について
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
議案第 5 号	農用地利用集積計画（中間管理事業分）について
議案第 6 号	非農地証明願いについて
議案第 7 号	農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について
議案第 8 号	「地域農業経営基盤強化促進計画」（地域計画）に関する意見決定 について

その他

となっております。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見ををお願いします。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員を指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数	16件	面積	93,260㎡
------	-----	----	---------

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をしてをお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

先月26日に事務局と現地確認を行いました。

現在も譲受人が耕作されており、今回所有権移転となりました。特段問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号2農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

先月26日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は中原校区の石井地区と北茂安にまたがっています。現在耕作されてある方が今回購入したいということで申請が上がっております。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、議案第2号1農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

2月25日に現地確認を行いました

付近は住宅地で問題はないと思われます。東側農地にパイプラインの横断がありますので、さけてもらえば問題はないと思われます

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第1号2農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容及び始末書添付である旨を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

2月25日に現地確認を行いました
新築住宅を建設するにあたり、施設の浄化槽および既存の倉庫を是正するための申請です。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人

の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

2月25日に現地確認を行いました

周辺は宅地であり問題はないと思われます。南側に森があり墓地がありますがこれも特段問題はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

2月25日に現地確認を行いました

先程の４条の案件と同じ場所ですが、新築の住宅を建設するためと、浄化槽の用地を確保するものです。この辺は土地が低い所で盛土が必要ではないかと思います。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第３号２について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第３号２については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第３号３農地法５条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第３号３農地法第５条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

申請地の北側の農地へは東側道路を通過して耕作しているので問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号4農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先程の議案第3号3が親世帯の住宅であり議案第3号4が子供世帯の住宅です。先ほどもいいましたが、東側道路をとおれば北側農地は行けますので問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号4については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号5農地法5条の許可申請について、事務局

より説明をお願いします。

事務局

議案第3号5農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月26日に現地確認を行いました

申請地は中原駅の南側で目的は住宅用地です。特段問題はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号5について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号5については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数	貸借権	86件	所有権移転	1件
------	-----	-----	-------	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理権分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類、期間等について説明をする。

審議件数	貸借権	3件
------	-----	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第5号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第5号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案6号1非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号1 非農地証明願いについて、申請人の住所、氏名、所在地、利用状況、非農地願いに至った経緯、関係者からの確認事項等について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図により内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

2月26日に現地確認を行いました

申請地はひまわり園の少し上の方で、ゴルフ場とひまわり園の間にあたります。完全な山で木材会社が転用申請されているもので、周りへの影響はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は。挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第6号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第6号1は提案どおり承認する事に決定いたしました。

続きまして、議案第7号1 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号1 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月２６日に現地確認を行いました。

場所は綾部地区で高速道路の南側になります。資材置場が必要な為申請されたものです。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である国営かんがい排水事業の受益地内の農地であることから、第１種農地に該当すると判断される。

申出の目的が地域内に居住する者が営む建設業に必要な資材置場の施設であり、綾部地区の集落に隣接して設置される計画であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。

なお、周囲に営農する農地及び農業用水のための水路があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮及び関係者との協議を十分に行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第７号１について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 7 号 1 ついては、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第 7 号 2 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 7 号 2 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

2 月 2 6 日に事務局と担当委員で現地確認を行いました。
横に田んぼはありますが、特に支障はないと思われます。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である国営、県営かんがい排水事業及び水資源機構事業の受益地内農地あるが、中原駅及びみやき町役場中原庁舎から 500m 以内に存する農地であることから第 2 種農地に該当すると判断されるため、他の土地に立地することが困難で、かつ周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。

なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮及び関係者との協議を十分に行うこと。」の意見を提案させていただきます

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。
議案第7号2について、「 農振除外意見 」として決定することに賛成の方の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第7号2については、決定された意見を付して、町長に送付し
ます。

続きまして、議案第7号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局
より説明をお願いします。

事務局

議案第7号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除
外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判
断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月26日に現地確認を行いました。
場所は国道34号線の南側になります。目的はスーパーマーケットの建設です。
よろしくご審議をお願いします。

〇〇委員

中原土地改良からも、34号線からの雨水が流れ込むので雨水対策をしてほしい事と、
草刈道の管理で水路をコンクリートで行うとの条件がつけられています。また、120
ページの上部に5228-2番地の田んぼがありますが、右側に逃げ道があり、ここが
迂回路となり大変混むようになるのではと思われますので、この道がみやき町の管理道
ですので、農業委員会からも建設課へ問い合わせをしていた方が良いでしょうと思います。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

〇〇委員さんに重複しますが、5,6月の梅雨時または秋雨時の雨の量が多いとき、今回建設されるスーパーマーケットの東側にも大きなスーパーマーケットがありますが、現況の段階でも雨水が農業用水に大量に流れこみ冠水することが多々あっています。今回のスーパーマーケットはさらに面積が大きく雨水またはスーパーマーケットでの汚排水が農業用水路に流れ込むことが懸念されるため水路を拡張したが良いのではと、抜け道での春、秋の農繁期での大型農業機械の問題も発生するのではと思います。このような懸念される点が多々ありますので、事業に対し改善策、対応策の意見を言ってもらいたいと思います。

〇〇委員

申請地の西側、東側の田んぼは耕作されてあるのでしょうか。24時間のスーパーであれば日照問題に影響はないのでしょうか。

〇〇委員

耕作はされているが、現在は水稻作で大豆は耕作されてはいないが、場所が上地地区になるのでブロックローテーションで今後大豆作付の可能性はある。水稻でも青刈りとなることも考えられるが、どれくらいの射光か今の図面では不明だが、建物の位置や時間により影響があると考えられる。

〇〇委員

一昨年位だと思いますが、今回の場所の東側の除外で許可しないとした案件があったかと思います。その際の反対理由も下流域への水の影響で、皆さんも同様に思われていると思います。

議 長

他に質疑が無いようですので、水と光に関して問題をいれたところで、農振除外意見の事務局案をお願いします。

事務局

皆様から出た意見については、現地確認の際にも中原校区の委員の方から水の影響で支障が無いようにとの意見がありましたので、その意見を踏まえた事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業及び国営かんがい排水事業及び水資源機構事業受益地内の農地であり、第1種農地に該当すると判断される。

申出の目的が店舗用地とされており、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設と

して関係機関との協議、調整手続きが適切に行われれば除外はやむを得ない。なお、周辺農地があることから継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。

特に、農業用排水として利用される水路の利用に関しては、関係機関及び関係者との十分な協議を行い了承を得ること。」の意見を提案させていただき、この案に光や道路関係の懸念される課題を付記した意見とさせていただきたいと思います。

また、意見がありました様々な課題の1つの対応策として、地元説明会の開催等の手段により地元から声を挙げていただくことも有効かと思いますので、委員の皆様からも地元関係者に助言をしていただければと思います。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第7号3について、「 農振除外意見 」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長

賛成多数ですので、議案第7号3については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第7号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

2月25日に事務局と担当委員で現地確認を行いました。

特段問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業及び国営かんがい排水事業の受益地内の農地あるが、みやき町役場みやき庁舎から 300m以内に存する農地であることから第3種農地に該当すると判断されるため、除外はやむを得ない。

なお、南側に耕作継続中の農地があることから、継続した営農ができ、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮及び関係者との協議を十分に行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第7号4について、「 農振除外意見 」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第7号4については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第7号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号5農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議長

担当地区委員より補足意見ををお願いします

〇〇委員

先月26日に現地確認を行いました。

場所は中原小学校の東側です。目的は住宅用地です。特段問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

〇〇委員

この案件も中原土地改良区から意見が出ております。まず調整池を必ず作ること、作ったあと潰さないこと。業者はすぐ潰しにかかりますので、しっかりと条件をつけて確約していただきたいと思います。また、135ページで申請地の東側が寒水川になっておりますが拡幅工事が予定されていると聞きました。10年後20年後でしようが建ってからでは遅いのでその辺もきちんと考慮して許可して欲しいと思います。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

寒水川ですので下流域のこともしっかり考慮して排水計画には厳しく対応して頂きたいと思います。

〇〇委員

続きになりますが、一番下に調整池をもってくるのはいかがでしょうか。途中2ヶ所3ヶ所と調整池を作らないと一挙に来ると思います。

事務局

今は農振除外の案件ですので後から転用で議案として上がってきたとき、これらの意見をして頂きたいと思います。

議長

他に質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、及び特定土地改良事業である県営圃場整備事業、国営、県営かんがい排水事業、水資源機構事業の受益地内の農地であり、第1種農地に該当すると判断される。

申出の目的が住宅用地で、原古賀地区の集落に接続して設置されることから農地法の許可基準を備えているため、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。

なお、計画地北側には営農を継続する農地及び東側には農業用水として利用される寒水川あることから、支障を及ぼすことがない土地利用計画の配慮及び関係機関、関係者との協議を十分に行い了承を得ること。」の意見を提案させていただきます。

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第7号5について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長

賛成多数ですので、議案第7号5については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第7号6農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号6農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地の用途を変更する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

2月26日に現地確認を行いました。

農業用資材置場としての申請で、特段問題はないと思われます。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振の用途変更の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申出地は、特定土地改良事業である県営圃場整備事業の受益地内の農地であり、第1種農地に該当すると判断される。

申出の目的が、農業用資機材を置くための用地あり、申出者の営農状況から用途変更はやむを得ない。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。

議案第7号6について、「農振地の用途変更意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第7号6については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第8号「地域農業経営基盤強化促進計画」(地域計画)に関する意見決定について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第8号「地域農業経営基盤強化促進計画」(地域計画)に関する意見決定について農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、みやき町地域計画(案)について意見を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

みやき町農業委員会 会長 寺田 一義

町部局より、令和7年2月 28日付けで意見を求められています。

この議案につきましては、町農林課より内容説明を行っていただき、その後にご意見、質疑等を受けたいと思います。それでは、農林課よりの説明をお願いいたします。

農林課

策定したみやき町地域計画（案）の内容について説明

議 長

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定されましたので、決定された意見を付して、町長に送付します。

議 長

続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

1. 令和7年度定例農業委員会総会開催日程（案）について
2. 農業委員の選挙運動行為について
3. 遊休農地の利用意向調査の実施について

議 長

4月の総会は、4月 8日（火）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、4月 8日（火）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、3月21日以降に該当する担当委員の方には連絡したいと思います。
他に何かございませんでしょうか。

議 長

これで3月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 寺田 一義

議事録署名人 19 番

議事録署名人 20 番